

事務連絡
令和5年3月22日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

学校法人が実施する海外事業に関するモニタリングの実施について（依頼）

学校法人が海外で事業を実施する場合の取扱いについては、「学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項について」（令和4年6月21日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡。以下「令和4年6月21日付事務連絡」という。）や「学校法人が実施する海外事業に関する調査の結果について（周知）」（令和4年12月21日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡）等において、各学校法人における自己点検により、海外事業に係るリスクの低減を図ることをお願いしているところです。

令和4年6月21日付事務連絡でお示した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）」においては、学校法人を含む非営利団体に関して、「テロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する」とこととされており、学校法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、この行動計画を着実に実施していく必要があります。

海外事業に係るリスクベースでのモニタリングの実施にあたっては、所轄庁の適切な関与が効果的であることから、学校法人が海外事業を行う際の取扱いについて、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

各文部科学大臣所轄学校法人におかれましては、収益事業として海外事業所を設けて海外事業を実施する場合は、別添様式をご提出いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県私立学校主管部課におかれましては、本件についてご了知いただくとともに、文部科学大臣所轄学校法人が実施する海外事業に係る取扱いを参考としつつ、所轄の学校法人に対するリスクベースでのモニタリングにご協力いただくようお願いいたします。

記

1. リスクの高い海外事業について

学校法人が実施する海外事業には様々なものが想定されるが、その類型は令和4年6月21日付事務連絡のとおり、教育研究活動の一環として行う活動、付

随事業、収益事業に分類されること。海外事業のうち、教育研究活動の一環として行う活動及び付随事業については、在学者又は教職員及び役員など個人を対象とした活動であるためテロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクは限定的であること。一方で、収益事業については、対象者に係る制限はなく、一定のリスクが生じ得るものであること。

これらの海外事業の実施にあたり、国内の金融機関を通して海外に送金する際には、犯罪収益移転防止法、テロ資金提供処罰法、外国為替及び外国貿易法、関税法、国際テロリスト財産凍結法等の制約がかかるため、テロ資金供与のリスクが低減されていること。他方、海外事業所を設けて海外事業を行う場合、これらの制約がないため、テロ資金供与のリスクが高まること。

2. 収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う際の届出について

以上を踏まえ、文部科学大臣所轄学校法人においては、収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う場合、別添様式に記入の上、文部科学省に届出をしていただきたいこと。別添様式の提出先については、以下とすること。

(提出先) 文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

sigaku-apply@mext.go.jp

文部科学大臣所轄学校法人においては、私立学校振興助成法第14条第2項に基づき、計算書類等を例年6月30日までに文部科学省に届出をしていただいているところ、本事務連絡に基づき届出がなされた海外事業については、定期的なモニタリングのため、更新した別添様式を同日までに上述の提出先にご提出していただきたいこと。なお、テロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクが高いと考えられる学校法人に対しては、追加の聞き取り等への協力をお願いする可能性があるためご留意いただきたいこと。また、届出を行った海外事業を停止又は廃止した場合は、文部科学省にその旨ご連絡いただきたいこと。

3. テロ資金供与に係る対策の好事例の周知について

内閣府において、公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例が紹介されており、学校法人に活用可能な事例もあることから参考としていただきたいこと。

(参考)「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/terror_shikin_honbun.pdf

【別添様式】 文部科学大臣所轄学校法人が収益事業として海外事業所を設けて行う海外事業の実施に係る自己点検届

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電話：03-5253-4111 (内線 2532・2533)

メール：sigakugy@mext.go.jp

文 書 番 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇 学校法人の所在地
学校法人 〇〇〇〇学園
理 事 長 （記名又は署名）

収益事業として海外事業所を設けて行う海外事業の実施に係る自己点検届

標記のことについて、本法人において海外事業（注1）を実施しますので、以下の通り届け出ます。

1. 海外事業名

2. 事業内容

3. 実施国

4. 契約（取引）の相手方（注2）

5. 海外事業所の住所（注3）

6. 自己点検項目

実施国は、ブラックリスト（注4）またはグレーリスト（注5）に指定された国・地域ではないか。

：指定された国・地域ではない ：指定された国・地域である

契約（取引）の相手方の属性（注6）について把握しているか。

：把握している ：把握していない

金融機関を通さない現金での取引は行っていないか。

：現金取引を行っていない ：現金取引を行っている

テロ資金供与のリスクを検討し、必要な場合にはテロ資金供与対策（注7）を行っているか。

：テロ資金供与のリスクを検討している ：テロ資金供与のリスクを検討していない

7. 備考（注8）

記入上の注意

海外事業を複数実施している場合は、一つの届出としてまとめても構いません。その場合は、それぞれの海外事業について実施内容や実施国、自己点検状況等が分かるよう記入してください。

注1 学校法人が行う海外事業については、収益事業のうち、海外において継続して事業場を設けて行う事業のみを届け出ることとし、修学旅行に伴う海外渡航や留学生の受入・送出、海外キャンパスにおける学内者向けの物品販売など、教育研究活動の一環として行う活動及び付随事業については届け出る必要はないものとします。

注2 当該海外事業を実施する上で、主な契約（取引）の相手方について、名称を日本語で記載してください。その際、事業内容（形態）によって相手方は様々なパターンが考えられますが、大まかな整理としては以下を参照してください。

- ・現地の企業、団体に対して事業を行う場合（企業団体職員への研修、コンサルティング、技術支援など） → 企業、団体名を記載
- ・現地の企業、団体等からの依頼を受け、現地人（個人）に対し事業を行う場合（現地企業等と協働して行う場合も含む）（留学候補生への現地での教育、教育施設の運営など）
→ 企業、団体名を記載
- ・現地人（個人）に対し事業を行う場合（現地人に対して行うサービス業、海外での出版活動、不動産の賃貸など） → 「個人」と記載。

注3 海外事業所が複数ある場合は全て記載してください。

注4 行動要請対象の高リスク国・地域を指します。北朝鮮及びイラン、ミャンマーが該当します（2023年2月現在）。最新の状況については、財務省のHPをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/international.html

注5 強化モニタリング対象国・地域を指します。アルバニア、バルバドス、ブルキナファソ、ケイマン諸島、コンゴ民主共和国、ジブラルタル、ハイチ、ジャマイカ、ヨルダン、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、セネガル、南アフリカ、南スーダン、シリア、タンザニア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、イエメンが該当します（2023年2月末現在）。最新の状況については、財務省のHPをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/international.html

注6 契約（取引）の相手方については、契約に当たり、相手方経営陣等に反社会勢力、国際テロリスト及びこれらに関連する者がいることのないよう留意してください。

注7 テロ資金供与対策については、「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室）をご参照ください。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/terror_shikin_honbun.pdf

注8 その他、特記事項があれば記入してください。

例：事業規模は年間数百万円である。

契約（取引）の相手方は海外の公的機関の認証を受けている。

現金取引は年間数万円程度である。等